

京都市職員共済組合規程第3号

京都市職員共済組合電子計算処理データ保護管理規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成22年3月8日

京都市職員共済組合

理事長 星川 茂一

京都市職員共済組合電子計算処理データ保護管理規程の一部を改正する規程

京都市職員共済組合電子計算処理データ保護管理規程の一部を次のように改正する。

第6条第8号中「前7号」を「前8号」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号中「前6号」を「前7号」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 次に掲げる地共済年金情報ホームページシステムの運営に係る処理を行うとき。

ア 本人特定情報の作成及び管理

イ ユーザーID情報の作成及びそれに係る帳票の作成

ウ 年金個人情報情報の作成及び管理

第16条の2中「別表3の項、4の項及び6の項」を「別表3の項、4の項、6の項及び7の項」に改める。

別表6の項を次のように改める。

6	共済年金支払業務及び統計業務	地方公務員共済組合連合会 総務省 株式会社みずほトラストシステムズ 市町村 社団法人地方税電子化協議会
7	地共済年金情報ホームページシステム運営業務	株式会社富士通ビジネスシステム 株式会社みずほトラストシステムズ

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部厚生課)